

別表 1 (新婚・子育て利子補給金)

書 類 の 名 称	要綱等の規定	様 式
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度申込書	第10条第 1 項第 1 号	様式 1
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度誓約書	第10条第 1 項第 6 号	様式 2
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度登録通知書	第10条第 2 項	様式 3
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度融資実行報告書	第11条第 1 項第 1 号	様式 4
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度融資額内証証明書	第11条第 1 項第 4 号	様式 5
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度認定通知書	第11条第 2 項	様式 6
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度繰上償還報告書	第11条第3項第 1 号	様式 7
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度未償還報告書	第11条第3項第 2 号	様式 8
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度債務引継予定報告書	第11条第3項第 3 号	様式 9
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度債務引継完了報告書	第11条第3項第 4 号	様式10
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度異動報告書	第11条第3項第 1 号第 2 号第 5 号	様式11
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度変更承認届出書	第11条第 4 項	様式12
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金返済実績報告書兼交付請求書	第12条第 1 号	様式13
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度償還元金残高証明書	第12条第 3 号	様式14
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金交付額確定通知書	第13条第 2 項	様式15
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度取消通知書	第14条第 1 項	様式16
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度取消・変更通知書	第14条第 2 項	様式17
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度辞退届出書	第14条第 3 項	様式18
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度返還通知書	第15条	様式19

様式1

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度
申 込 書

〔完了欄〕

月 日

大 阪 市 長 様

この申込書の記載事項に偽りのないことを誓約し、利子補給に関する資格、要件及び要綱を理解し、この申込書の記載事項が事実と相違したり、申込資格を証明できないとき、申込要件に適合しないとき、又は要綱に違反するときは、利子補給金を受けられないことを了承のうえ、新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の申込みをします。

利子補給を受けるにあたり、必要な情報を大阪市、大阪市の委託先及び融資取扱金融機関等が相互に提供することを承諾します。また、申込書の記載事項及び融資の返済状況をシステムに登録し、利子補給のための事務処理に活用することに同意します。

申込日

令和 年 月 日

売買・譲渡・請負の契約締結日

令和 年 月 日

新婚世帯のみ

婚姻届出日

※事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合においては事情の発生日

※大阪市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合は受領証の交付日

令和 平成 年 月 日

申込者

申込者氏名

電話

() -

申込時住所

(〒 -)

融資取扱金融機関

融資実行(予定)日

年 月 日

第1回返済(予定)日

年 月 日

融資区分

←右欄から番号を選択

1. フラット35
2. 民間住宅ローン
3. 機構融資

建て方

←右欄から番号を選択

1. 共同建て
2. 戸建て
3. 連続建て
4. 重ね建て

返済期間

年

返済方法

←右欄から番号を選択

1. 元利均等
2. 元金均等
3. その他

融資種別

←右欄から番号を選択

1. 新築購入
2. 中古購入
3. 建築
4. 土地付建築

融資利率

1. 固定: %
2. 変動: %

当初 年

融資総額

万円

ボーナス払分

←右欄から番号を選択

1. 有
2. 無

万円

利子補給の対象融資額

万円

新住居へ住民票を異動した日
(異動していない方は予定日)

年 月 日

補給率

%

入居者

続柄

フリガナ

生 年 月 日
(満 年 齢)

職 業
及 び
所 得

1. 会社員
2. 自営業
3. 公務員
4. その他

本人

セイ

メイ

昭・平・令
年 月 日
(歳)

職業

←上欄から番号を選択

所得

円

配偶者
パートナー等

セイ

メイ

昭・平・令
年 月 日
(歳)

職業

←上欄から番号を選択

所得

円

セイ

メイ

昭・平・令
年 月 日
(歳)

職業

←上欄から番号を選択

所得

円

セイ

メイ

昭・平・令
年 月 日
(歳)

職業

←上欄から番号を選択

所得

円

セイ

メイ

昭・平・令
年 月 日
(歳)

職業

←上欄から番号を選択

所得

円

セイ

メイ

昭・平・令
年 月 日
(歳)

職業

←上欄から番号を選択

所得

円

※申込時住居と購入した住居の住所が同一の場合、購入する前の直近の住所を記載してください。

前住所

住 所

(〒 -)

新住居

住 所

(〒 -)
大阪市 区

住 宅 名
又は
マンション名

部屋番号

号室

購入価格

万円

←右欄から番号を選択

1. 土地取得費含む
2. 土地取得費含まず

概要

(マンションの場合)
住戸専有面積

㎡

(戸建て等の場合)
延 床 面 積

㎡

前住地

申込者

←右欄から番号を選択

1. 区内 2. 区外(市内) 3. 市外(府内) 4. その他

←右欄から番号を選択

1-①. 賃貸・戸建て
1-②. 賃貸・マンション
2-①. 持家・戸建て
2-②. 持家・マンション
3-①. その他・公営
3-②. その他・社宅
3-③. 上記以外

「賃貸」
の場合

→

←右欄から番号を選択

1. 大阪市新婚家賃補助の受給あり
2. 大阪市新婚家賃補助の受給なし

「持家」
の場合

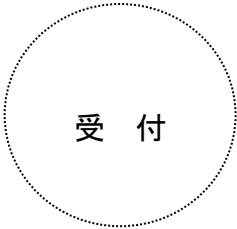
→

所有者

※ 今後、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第11条第3項、第4項及び第12条に規定する義務を履行しない場合は、利子補給金の交付ができません。

※ この申込書に記入された内容については、今後の大阪市の住宅施策に反映させてまいりたいと思います。

※ 提出された個人情報については、補助金受給に係る資格審査のため、警察に照会又は提供することがあります。



大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度
誓 約 書

- ・ 本制度の申込みにあたり、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱（以下「要綱」という。）及び誓約書裏面に記載されている交付に係る付帯条件を理解したうえで、過去、自らが居住する住宅を所有したことがなく、本制度の対象となる住宅が初めて取得する持家であることを誓約します。なお、本制度は予算措置の範囲内で実施されるため、予算措置がされない場合又は大阪市が利子補給期間として認めないと判断した場合は、利子補給を受けることができないことを了承のうえで、申込みをします。
- ・ 申込者をはじめ申込世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと、並びにこの利子補給の受給が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないことを誓約します。また、暴力団排除のため、必要に応じて大阪市が申込者をはじめ申込世帯の世帯員の個人情報情報を警察に照会又は提供することに同意します。
- ・ 上記誓約内容と事実が相違することが判明した場合は、利子補給登録者としての登録や利子補給認定者としての認定を取り消されても異議ありません。また、既に受給した利子補給金がある場合は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- ・ 万一、記載事項に偽りがある場合など、要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また、不正に受給した利子補給金は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- ・ 資格審査に係る納税状況の確認について、大阪市の保管する市民税及び固定資産税の課税・納税資料を利用することに同意します。なお、納税状況の確認などができない場合は、必要に応じて納税証明書を提出します。
- ・ 本制度に基づく利子補給を受けるに際し、申込者をはじめ申込世帯の世帯員（15歳以上）の所得金額の確認は、大阪市の保管する住民課税資料により行うことについて同意します。
- ・ 利子補給金の交付に係る資格審査や本制度の効果検証のため、必要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査することに同意します。
- ・ 要綱を適正に実施するため、必要な事項について報告及び実地調査を求められた場合は、誠実に対応します。
- ・ 本制度に基づく利子補給を受けるに際し、大阪市に提出した書類について、必要に応じて大阪市が当該書類の発行元や契約の当事者等に照会することに同意します。

大阪市長 様

年 月 日

（申込者）

住 所 _____

氏 名 _____

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。
- (1) 元金据置期間
 - (2) 申込日より前に返済を行った期間
 - (3) 認定対象融資（要綱第4条第1号の規定による。以下同じ。）を借り換えた年の1月以降の期間
 - (4) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅した年の1月以降の期間
 - (5) 返済を行わなかった期間
 - (6) 要綱第11条第1項に規定する指定日（要綱第2条第13号の規定による。以下同じ。）を超えて融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の期間
 - (7) 要綱第12条に規定する指定日を超えて返済実績報告書兼交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (8) 認定者（要綱第2条第12号の規定による。以下同じ。）から配偶者（要綱第2条第4号の規定による。以下同じ。）に認定対象融資に係る債務を引き継ぎ、認定者としての地位が承継される場合において、債務引継完了報告書等の債務引継関係書類が未提出の期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、大阪市長（以下「市長」という。）に報告しなければならない。
 - (9) 子育て世帯（要綱第2条第6号の規定による。以下同じ。）において、認定者又はこの制度の適用対象となっている子どもが対象住宅（要綱第3条の規定による。以下同じ。）に居住しなくなった後の期間。ただし、認定者が当該子どもを監護している関係が継続している場合又は認定者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ配偶者が当該子どもを監護している関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。
 - ア 当該子どもが、進学、療養等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、認定者又は配偶者が対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 認定者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、当該子どもが対象住宅に継続して居住している期間
 - ウ 認定者、当該子ども及び配偶者が、ア又はイに掲げるやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間
 - (10) 新婚世帯（要綱第2条第5号の規定による。以下同じ。）においては、次に掲げる期間
 - ア 離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合又はパートナーシップ関係が解消された場合を含む。以下同じ。）後の期間
 - イ 認定者又は配偶者が死亡した後の期間
 - ウ 認定者又は配偶者が対象住宅に居住しなくなった後の期間ただし、認定者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。
 - (ア) 認定者又は配偶者の一方が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、残る一方が対象住宅に継続して居住している期間
 - (イ) 認定者及び配偶者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間
 - (11) 認定者が大阪市内（以下「市内」という。）に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった年の1月以降の期間。ただし、指定日まで滞納が解消された場合は、この限りでない。
 - (12) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡した後の期間。なお、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が認定者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合においては、第8号に規定する期間
- 2 認定者は、次の各号に該当する場合は、直ちに要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。
- (1) 認定対象融資について、借換え又は全部若しくは一部の繰上返済を行ったとき
 - (2) 融資借入金の返済を行わなかったとき

- (3) 認定対象融資に係る債務を認定者から配偶者に引き継ごうとするとき、及び当該債務の引継ぎを完了したとき
 - (4) 対象住宅の世帯において、子どもの出生、養子縁組、離婚若しくは世帯員の転出入若しくは死亡があったとき、又は対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
- 3 認定者は、上記2に該当する場合以外に、申込内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、速やかに市長に変更届出書を提出しなければならない。
- 4 市長は、次の各号に該当する場合は、登録者（要綱第2条第11号による。以下同じ。）としての登録又は認定者としての認定を取り消す。
- (1) 認定対象融資を借り換えたとき
 - (2) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅したとき
 - (3) 融資借入金の返済を6か月間以上行わなかったとき
 - (4) 登録者又は認定者が死亡したとき。ただし、認定者については、子育て世帯（申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯を含む。）において、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
 - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1か月以上怠ったとき
 - (6) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告を指定日から1か月以上怠ったとき
 - (7) 正当な理由なく、要綱第12条に規定する請求を指定日から1か月以上怠ったとき
 - (8) 登録者又は認定者が市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになり、指定日まで滞納が解消されないととき
 - (9) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
 - (10) 申込世帯（要綱第2条第10号の規定による。）の世帯員が要綱第6条第1項第8号から第10号までに規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
 - (11) 新婚世帯においては、次に掲げる場合。ただし、当該時点で子育て世帯に該当する場合には、それ以降、子育て世帯として取り扱う。
 - ア 離婚したとき
 - イ 登録者若しくは認定者又は配偶者が死亡したとき
 - (12) 子育て世帯においては、次に掲げる場合。ただし、申込時点で新婚世帯に該当していた場合には、それ以降、新婚世帯として取り扱う。
 - ア この制度の適用対象となっている子どもが死亡したとき
 - イ 当該子どもと登録者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
 - ウ 当該子どもと認定者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
 - エ 登録者又は認定者とその配偶者が離婚し、当該子どもと登録者又は認定者とが対象住宅において同居しなくなったとき。ただし、離婚に伴い対象住宅が配偶者に譲渡されるときともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
 - (13) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで並びに第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項の規定に適合しないことが判明したとき
 - (14) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
 - (15) その他要綱の規定に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、要綱第15条の規定に基づき、既に交付した利子補給金の返還を求める。
- 6 その他、要綱に定めるもののほか、大阪市補助金等交付規則その他関係法令に従わなければならない。

登 録 通 知 書

年 第 月 号 日

様

(登録番号:)

大阪市長

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第10条第2項の規定に基づき、利子補給の対象者として登録しましたので、通知します。
なお、登録後、次のとおり各種手続が必要となります。
融資実行報告手続を完了しなければ、利子補給金の交付ができませんので、ご注意ください。

記

手 続	必 要 書 類
融資実行報告手続 (融資が実行されたとき)	① 融資実行報告書(様式4) ② 住民票の写しのコピー (対象住宅の入居者全員の分。続柄記載。発行日から3か月以内のもの。) ③ 登録者名義の利子補給金振込口座の通帳の写し ④ 金銭消費貸借契約書の写し又は融資契約書(住宅ローン契約書)の写し ⑤ 融資額内訳証明書(様式5)又は 融資取扱金融機関の発行する返済予定表の写し ⑥ 建築基準法に規定する検査済証の写し ※⑥は、申込時点で建物完成前のため提出できなかった方のみ
変更届出手続 (申込書記載内容に変更が生じたとき)	① 変更届出書(様式12) ② 変更内容を証する書類
異動報告手続 (子どもの出生、養子縁組、離婚若しくは世帯員の転出入若しくは死亡があったとき、又は対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき)	① 異動報告書(様式11) ② 異動内容を証する書類
辞退届出手続 (融資内容が利子補給対象とならないとき、利子補給を辞退するとき)	辞退届出書(様式18)

※利子補給は、予算の範囲内で行います。

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。
- (1) 元金据置期間
 - (2) 申込日より前に返済を行った期間
 - (3) 認定対象融資（要綱第4条第1号の規定による。以下同じ。）を借り換えた年の1月以降の期間
 - (4) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅した年の1月以降の期間
 - (5) 返済を行わなかった期間
 - (6) 要綱第11条第1項に規定する指定日（要綱第2条第13号の規定による。以下同じ。）を超えて融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の期間
 - (7) 要綱第12条に規定する指定日を超えて返済実績報告書兼交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (8) 認定者（要綱第2条第12号の規定による。以下同じ。）から配偶者（要綱第2条第4号の規定による。以下同じ。）に認定対象融資に係る債務を引き継ぎ、認定者としての地位が承継される場合において、債務引継完了報告書等の債務引継関係書類が未提出の期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、大阪市長（以下「市長」という。）に報告しなければならない。
 - (9) 子育て世帯（要綱第2条第6号の規定による。以下同じ。）において、認定者又はこの制度の適用対象となっている子どもが対象住宅（要綱第3条の規定による。以下同じ。）に居住しなくなった後の期間。ただし、認定者が当該子どもを監護している関係が継続している場合又は認定者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ配偶者が当該子どもを監護している関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。
 - ア 当該子どもが、進学、療養等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、認定者又は配偶者が対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 認定者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、当該子どもが対象住宅に継続して居住している期間
 - ウ 認定者、当該子ども及び配偶者が、ア又はイに掲げるやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間
 - (10) 新婚世帯（要綱第2条第5号の規定による。以下同じ。）においては、次に掲げる期間
 - ア 離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合又はパートナーシップ関係が解消された場合を含む。以下同じ。）後の期間
 - イ 認定者又は配偶者が死亡した後の期間
 - ウ 認定者又は配偶者が対象住宅に居住しなくなった後の期間ただし、認定者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。
 - (ア) 認定者又は配偶者の一方が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、残る一方が対象住宅に継続して居住している期間
 - (イ) 認定者及び配偶者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間
 - (11) 認定者が大阪市内（以下「市内」という。）に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった年の1月以降の期間。ただし、指定日まで滞納が解消された場合は、この限りでない。
 - (12) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡した後の期間。なお、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が認定者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合においては、第8号に規定する期間
- 2 認定者は、次の各号に該当する場合は、直ちに要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。
- (1) 認定対象融資について、借換え又は全部若しくは一部の繰上返済を行ったとき
 - (2) 融資借入金の返済を行わなかったとき

- (3) 認定対象融資に係る債務を認定者から配偶者に引き継ごうとするとき、及び当該債務の引継ぎを完了したとき
 - (4) 対象住宅の世帯において、子どもの出生、養子縁組、離婚若しくは世帯員の転出入若しくは死亡があったとき、又は対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
- 3 認定者は、上記2に該当する場合以外に、申込内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、速やかに市長に変更届出書を提出しなければならない。
- 4 市長は、次の各号に該当する場合は、登録者（要綱第2条第11号による。以下同じ。）としての登録又は認定者としての認定を取り消す。
- (1) 認定対象融資を借り換えたとき
 - (2) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅したとき
 - (3) 融資借入金の返済を6か月間以上行わなかったとき
 - (4) 登録者又は認定者が死亡したとき。ただし、認定者については、子育て世帯（申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯を含む。）において、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
 - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1か月以上怠ったとき
 - (6) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告を指定日から1か月以上怠ったとき
 - (7) 正当な理由なく、要綱第12条に規定する請求を指定日から1か月以上怠ったとき
 - (8) 登録者又は認定者が市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになり、指定日まで滞納が解消されないととき
 - (9) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
 - (10) 申込世帯（要綱第2条第10号の規定による。）の世帯員が要綱第6条第1項第8号から第10号までに規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
 - (11) 新婚世帯においては、次に掲げる場合。ただし、当該時点で子育て世帯に該当する場合には、それ以降、子育て世帯として取り扱う。
 - ア 離婚したとき
 - イ 登録者若しくは認定者又は配偶者が死亡したとき
 - (12) 子育て世帯においては、次に掲げる場合。ただし、申込時点で新婚世帯に該当していた場合には、それ以降、新婚世帯として取り扱う。
 - ア この制度の適用対象となっている子どもが死亡したとき
 - イ 当該子どもと登録者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
 - ウ 当該子どもと認定者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
 - エ 登録者又は認定者とその配偶者が離婚し、当該子どもと登録者又は認定者とが対象住宅において同居しなくなったとき。ただし、離婚に伴い対象住宅が配偶者に譲渡されるときともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
 - (13) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで並びに第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項の規定に適合しないことが判明したとき
 - (14) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
 - (15) その他要綱の規定に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、要綱第15条の規定に基づき、既に交付した利子補給金の返還を求める。
- 6 その他、要綱に定めるもののほか、大阪市補助金等交付規則その他関係法令に従わなければならない。

		受付年月日	年	月	日
		変更年月日	年	月	日

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

大阪市長様

登録番号	
------	--

(利子補給申込者)

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	

融資が実行されましたので、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 住民票の写しのコピー(対象住宅の入居者全員の分。続柄記載。発行日から3か月以内のもの。)
- 2 登録者名義の利子補給金振込口座の通帳の写し
(金融機関の名称・支店名・預金種目・口座名義・口座番号が確認できるもの)
- 3 金銭消費貸借契約書の写し又は融資契約書(住宅ローン契約書)の写し
- 4 融資額内訳証明書(様式5)又は融資取扱金融機関の発行する返済予定表 の写し
(融資実行日、融資金額、融資利率、返済期間、返済方法、元金据置期間、返済開始日並びに返済日ごとの元金及び利息の額が記載されている書類)
- 5 建築基準法に規定する検査済証の写し

※5 は、申込時点で建物完成前のため提出できなかった方のみ

※上記書類で確認できない事項がある場合は、別途必要な書類を提出していただく場合があります。

融 資 額 内 訳 証 明 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(利子補給登録者)

(登録番号

様

)

契 約 締 結 年 月 日	※	年	月	日
顧 客 番 号	※			
融 資 承 認 番 号				

記

金銭消費貸借抵当権設定 契約締結日	融資実行日 (最終回資金融資日)	①融資総額	返済期間	融資利率	返 済 方 法		
年 月 日	年 月 日	万円	年	%		←右欄 から番 号選択	1. 元利均等 2. 元金均等 3. そ の 他

① 融 資 総 額 の 内 訳 詳 細

※複数の融資単位(融資利率・返済期間・融資額・金利種別等)がある場合、
下記に融資単位ごとに明細を記入してください。

						毎月払い	ボーナス払い		
①融資総額の内訳		金利 種別	返済期間	融 資 利 率		融資額	融資額	ボーナス返済月	
						月返済額	返 済 額		
I	万円		年	当初	年 目以降	万円	万円	月	月
				%	%	円	円		
II	万円		年	当初	年 目以降	万円	万円	月	月
				%	%	円	円		
III	万円		年	当初	年 目以降	万円	万円	月	月
				%	%	円	円		
IV	万円		年	当初	年 目以降	万円	万円	月	月
				%	%	円	円		

↑

↳ 右記の番号選択:1. 固定型 2. 2段階固定型 3. 固定期間選択型 4. 変動型 5. 上限金利設定型 6. その他

融資取扱金融機関 様

上記、利子補給登録者の住宅融資の内容について、太枠内をご記入願います。
なお、※については大阪市にて記入します。

住宅融資の内訳については、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(金融機関名)

(所属部署名)

(記入者氏名)

(電話番号)

認 定 通 知 書

年 第 月 号 日

様

(登録番号:)

大阪市長

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第11条第2項の規定に基づき、利子補給の対象者として認定しましたので、通知します。
なお、認定後、次のとおり各種手続(該当する場合は該当する場合のみ)が必要となり、手続が履行されない場合は利子補給金の交付ができません。

記

1 利子補給額

新婚・子育て 金 円

2 利子補給期間

新婚・子育て 年 月 ～ 年 月

3 認定対象融資 融資実行報告書(様式4)にて報告を受けた融資

4 各種手続

手 続		必 要 書 類
必須	利子補給金請求手続 ※毎年度手続が必要	① 返済実績報告書兼交付請求書(様式13) ② 住民票の写しのコピー(対象住宅の入居者全員の分。続柄記載。対象年の翌年1月1日以降に発行され、発行日から3か月以内のもの。) ③ 融資取扱金融機関の発行する利子補給の対象年の12月末時点の返済元金残高証明書(様式14)又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の写し(各金融機関が定める手数料が必要です。) ④ 利子補給の対象年の返済に係る証拠書類 ⑤ 融資取扱金融機関の発行する利子補給の対象年又は対象年を含む期間の返済予定表の写し ⑥ その他市長が必要と認める書類
該当する場合	借換え・繰上返済報告手続 (借換え又は全部若しくは一部の繰上返済を行ったとき)	① 借換え・繰上返済報告書(様式7) ② 借換え・繰上返済を証する書類
	未返済報告手続 (返済を行わなかったとき)	未返済報告書(様式8)
	債務引継手続 (債務を引き継ぐとき)	① 債務引継予定報告書(様式9) ② 債務引継完了報告書(様式10) ③ 債務引継ぎを証する書類
	異動報告手続 (子どもの出生、養子縁組、離婚若しくは世帯員の転出入若しくは死亡があったとき、又は対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき)	① 異動報告書(様式11) ② 異動内容を証する書類
	変更届出手続 (申込内容又は融資状況等報告内容に上記以外の変更が生じたとき)	① 変更届出書(様式12) ② 変更内容を証する書類
	辞退届出手続 (利子補給を辞退するとき)	辞退届出書(様式18)

※ 利子補給は、予算の範囲内で行います。
※ 利子補給額については、本制度認定時における融資金額及び融資利率を用いて算出しているため、実際に支払われる利子補給金の交付額とは異なります。
※ 利子補給金は、要綱第13条第2項に基づき、対象年毎に対象年の翌年4月中(4月30日まで)に支払います。

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。
- (1) 元金据置期間
 - (2) 申込日より前に返済を行った期間
 - (3) 認定対象融資（要綱第4条第1号の規定による。以下同じ。）を借り換えた年の1月以降の期間
 - (4) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅した年の1月以降の期間
 - (5) 返済を行わなかった期間
 - (6) 要綱第11条第1項に規定する指定日（要綱第2条第13号の規定による。以下同じ。）を超えて融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の期間
 - (7) 要綱第12条に規定する指定日を超えて返済実績報告書兼交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (8) 認定者（要綱第2条第12号の規定による。以下同じ。）から配偶者（要綱第2条第4号の規定による。以下同じ。）に認定対象融資に係る債務を引き継ぎ、認定者としての地位が承継される場合において、債務引継完了報告書等の債務引継関係書類が未提出の期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、大阪市長（以下「市長」という。）に報告しなければならない。
 - (9) 子育て世帯（要綱第2条第6号の規定による。以下同じ。）において、認定者又はこの制度の適用対象となっている子どもが対象住宅（要綱第3条の規定による。以下同じ。）に居住しなくなった後の期間。ただし、認定者が当該子どもを監護している関係が継続している場合又は認定者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ配偶者が当該子どもを監護している関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。
 - ア 当該子どもが、進学、療養等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、認定者又は配偶者が対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 認定者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、当該子どもが対象住宅に継続して居住している期間
 - ウ 認定者、当該子ども及び配偶者が、ア又はイに掲げるやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間
 - (10) 新婚世帯（要綱第2条第5号の規定による。以下同じ。）においては、次に掲げる期間
 - ア 離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合又はパートナーシップ関係が解消された場合を含む。以下同じ。）後の期間
 - イ 認定者又は配偶者が死亡した後の期間
 - ウ 認定者又は配偶者が対象住宅に居住しなくなった後の期間ただし、認定者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。
 - (ア) 認定者又は配偶者の一方が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、残る一方が対象住宅に継続して居住している期間
 - (イ) 認定者及び配偶者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間
 - (11) 認定者が大阪市内（以下「市内」という。）に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった年の1月以降の期間。ただし、指定日まで滞納が解消された場合は、この限りでない。
 - (12) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡した後の期間。なお、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が認定者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合においては、第8号に規定する期間
- 2 認定者は、次の各号に該当する場合は、直ちに要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。
- (1) 認定対象融資について、借換え又は全部若しくは一部の繰上返済を行ったとき
 - (2) 融資借入金の返済を行わなかったとき

- (3) 認定対象融資に係る債務を認定者から配偶者に引き継ごうとするとき、及び当該債務の引継ぎを完了したとき
 - (4) 対象住宅の世帯において、子どもの出生、養子縁組、離婚若しくは世帯員の転出入若しくは死亡があったとき、又は対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
- 3 認定者は、上記2に該当する場合以外に、申込内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、速やかに市長に変更届出書を提出しなければならない。
- 4 市長は、次の各号に該当する場合は、登録者（要綱第2条第11号による。以下同じ。）としての登録又は認定者としての認定を取り消す。
- (1) 認定対象融資を借り換えたとき
 - (2) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅したとき
 - (3) 融資借入金の返済を6か月間以上行わなかったとき
 - (4) 登録者又は認定者が死亡したとき。ただし、認定者については、子育て世帯（申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯を含む。）において、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
 - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1か月以上怠ったとき
 - (6) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告を指定日から1か月以上怠ったとき
 - (7) 正当な理由なく、要綱第12条に規定する請求を指定日から1か月以上怠ったとき
 - (8) 登録者又は認定者が市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになり、指定日まで滞納が解消されないととき
 - (9) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
 - (10) 申込世帯（要綱第2条第10号の規定による。）の世帯員が要綱第6条第1項第8号から第10号までに規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
 - (11) 新婚世帯においては、次に掲げる場合。ただし、当該時点で子育て世帯に該当する場合には、それ以降、子育て世帯として取り扱う。
 - ア 離婚したとき
 - イ 登録者若しくは認定者又は配偶者が死亡したとき
 - (12) 子育て世帯においては、次に掲げる場合。ただし、申込時点で新婚世帯に該当していた場合には、それ以降、新婚世帯として取り扱う。
 - ア この制度の適用対象となっている子どもが死亡したとき
 - イ 当該子どもと登録者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
 - ウ 当該子どもと認定者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
 - エ 登録者又は認定者とその配偶者が離婚し、当該子どもと登録者又は認定者とが対象住宅において同居しなくなったとき。ただし、離婚に伴い対象住宅が配偶者に譲渡されるときともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
 - (13) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで並びに第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項の規定に適合しないことが判明したとき
 - (14) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
 - (15) その他要綱の規定に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、要綱第15条の規定に基づき、既に交付した利子補給金の返還を求める。
- 6 その他、要綱に定めるもののほか、大阪市補助金等交付規則その他関係法令に従わなければならない。

借 換 え ・ 繰 上 返 済 報 告 書

年 月 日

大阪市長様

登録番号	
------	--

(利子補給認定者)	
フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 ー
電 話 番 号	

利子補給の対象となった融資について、次のとおり借換え・繰上返済をしましたので、報告します。

記

1 借換え

借換日
年 月 日

2 繰上返済

(1)繰上返済日
年 月 日

(2)繰上返済額	
全 部 :	円

一 部 :	円
-------	---

(添付書類の例)
返済予定表の写しや融資取引消滅証明書の写しなど繰上返済を証する書類

※ 認定対象融資について借換え又は全部若しくは一部の繰上返済を行った場合は、直ちに報告してください。

未返済報告書

年 月 日

大阪市長様

登録番号	
------	--

(利子補給認定者)

フリガナ			
氏 名			
住 所	〒	—	
電話番号			

次のとおり、利子補給の対象となった融資借入金の返済を行っていないので、報告します。

記

1 返済を行っていない期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

2 理由

--

※ 融資借入金の返済を行っていない場合は、直ちに報告してください。

債 務 引 継 予 定 報 告 書

年 月 日

大阪市長様

登録番号	
------	--

(利子補給認定者) ※債務引継前

フリガナ			
氏 名			
住 所	〒	—	
電 話 番 号			

次のとおり、利子補給の対象となった融資借入金の債務を引き継ぐ予定となりました。
つきましては、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱に規定する利子補給の対象者としての認定者の地位を債務引受予定者へ譲渡することを報告します。

記

1 債務引継予定日

年	月	日
---	---	---

2 債務引受予定者

フリガナ			
氏 名			
債務引継前における認定者との続柄			
住 所	〒	—	
電 話 番 号			

3 理由

--

4 その他

--

※ ① 金融機関の債務引継ぎに係る事前審査後に提出してください。
② 債務引受予定者は返済を行うとともに、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱を遵守しなければならないことを認識したうえで地位の承継を行ってください。
③ 債務引継が完了した場合は、直ちに債務引継完了報告書(様式10)を提出してください。
提出のない場合は、利子補給金を支払いません。

債務引継完了報告書

年 月 日

大阪市長様

登録番号	
------	--

(債務引受者) ※債務引継後の利子補給認定者

フリガナ		
氏 名		
住 所	〒 ー	
電 話 番 号		

次のとおり、利子補給の対象となった融資借入金の債務引継ぎが完了し、利子補給の対象者としての認定者の地位を承継することを報告します。

万一、報告事項に偽りがある場合など、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また、不正に受給した利子補給金は、大阪市長が指定する期日までに返還することを誓約します。

記

1 債務引継日

年	月	日
---	---	---

2 債務引継前における認定者

フリガナ			
氏 名			
債務引継後の認定者との続柄			
住 所	〒 ー		
電 話 番 号			

3 理由

--

4 その他

--

※金融機関の債務引継ぎが完了してから提出してください。
(添付必要書類)
①債務引受契約書の写しなど債務引継を証する書類、②債務引受者の住民票の写しのコピー(続柄記載。発行日から3か月以内のもの。)、③債務引受者名義の利子補給金振込口座の通帳の写し、④金銭消費貸借契約書の写し又は融資契約書の写し、⑤融資取扱金融機関の発行する返済予定表の写し

異 動 報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

登録番号

(利子補給登録者・認定者)

フリガナ			
氏 名			
住 所	〒	—	
電 話 番 号			

次の事項に異動がありましたので、関係書類を添えて報告します。

記

異 動 日	年 月 日				
異 動 事 由	←右欄から 番号選択	1. 子どもの出生 5. 世帯員の転入	2. 養子縁組 6. 世帯員の死亡	3. 離婚 7. 対象住宅の譲渡	4. 世帯員の転出
異 動 内 容	上記の「異動事由」に従って、それぞれ該当する欄に氏名(及び理由)を記入。				
	1. 子どもの出生	→	フリガナ		
			子どもの氏名		
	2. 養子縁組	→	フリガナ		
			養子の氏名		
	3. 離婚	→	フリガナ		
			世帯員でなくなる者の氏名		
	4. 世帯員の転出	→	フリガナ		転出の理由
			転出者の氏名		
	5. 世帯員の転入	→	フリガナ		転入の理由
			転入者の氏名		
	6. 世帯員の死亡	→	フリガナ		
			世帯員の氏名		
	7. 対象住宅の 譲渡(売却、等)	→	フリガナ		譲渡の理由(売却、等)
譲渡先(譲受人)の氏名					
上記異動を伴う 氏名の変更		→			

(添付書類の例)

- ・住民票の写しのコピー(対象住宅の入居者全員の分。続柄記載。発行日から3か月以内のもの。)
- ・必要な場合は、戸籍謄抄本の写し(発行日から3か月以内のもの)
- ・離婚の場合は、離婚届受理証明書の写し又は配偶者除籍のある戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)の写し
- ・世帯員の転出の場合は、世帯の住民票の写しのコピー(対象住宅の入居者全員の分。続柄記載。発行日から3か月以内のもの。)に加えて転出者の住民票の除票の写しのコピー(発行日から3か月以内のもの。)
- ・転勤(単身赴任)の場合は、会社の辞令等の写し
- ・対象住宅の譲渡の場合は、売買契約書等の写し

		受付年月日	年	月	日
		変更年月日	年	月	日

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

変 更 届 出 書

年 月 日

大阪市長様

登録番号	
------	--

(利子補給登録者・認定者)

フリガナ			
氏 名			
住 所	〒	—	
電 話 番 号			

次の事項に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 日	年 月 日																																																																							
変 更 事 由		←右欄から 番号選択	1. 利子補給金振込口座の変更 2. 書類送付先の変更 3. その他																																																																					
変 更 内 容 上記の「変更事由」に従って、下欄に変更前・変更後の内容を記入。																																																																								
<table><thead><tr><th colspan="4">変更前</th><th>➡</th><th colspan="4">変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">1. 利子 補給金 振込口 座</td><td>金融機関名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="6">➡</td><td>金融機関名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>支店名</td><td colspan="2"></td><td>支店名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>預金種別</td><td>←右欄から番号 選択</td><td>1. 普通 2. 当座</td><td>預金種別</td><td>←右欄から番号 選択</td><td>1. 普通 2. 当座</td></tr><tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>口座名義</td><td colspan="2"></td><td>口座名義</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2. 書類 送付先</td><td colspan="4">〒 —</td><td>➡</td><td colspan="4">〒 —</td></tr><tr><td>3. その他</td><td colspan="4"></td><td>➡</td><td colspan="4"></td></tr></tbody></table>						変更前				➡	変更後				1. 利子 補給金 振込口 座	金融機関名			➡	金融機関名			支店名			支店名			預金種別	←右欄から番号 選択	1. 普通 2. 当座	預金種別	←右欄から番号 選択	1. 普通 2. 当座	口座番号			口座番号			フリガナ			フリガナ			口座名義			口座名義			2. 書類 送付先	〒 —				➡	〒 —				3. その他					➡				
変更前				➡	変更後																																																																			
1. 利子 補給金 振込口 座	金融機関名			➡	金融機関名																																																																			
	支店名				支店名																																																																			
	預金種別	←右欄から番号 選択	1. 普通 2. 当座		預金種別	←右欄から番号 選択	1. 普通 2. 当座																																																																	
	口座番号				口座番号																																																																			
	フリガナ				フリガナ																																																																			
	口座名義				口座名義																																																																			
2. 書類 送付先	〒 —				➡	〒 —																																																																		
3. その他					➡																																																																			

(添付書類の例)
利子補給金振込口座の変更の場合、口座の通帳の写し等

返済実績報告書 兼 交付請求書

大阪市長 様

年 月 日

(認定者)

様
(登録番号

--	--	--	--	--

)

自宅 () 携帯 ()

返済実績について、次の書類を添えて報告します。
また、書類をもとに算出した利子補給額を請求します。
提出した書類をもとに大阪市が算出した利子補給額について、異議を申し立てません。

記

- 1 住民票の写しのコピー(対象住宅の入居者全員の分。続柄記載。1月1日以降発行のもの。)
- 2 融資取扱金融機関の発行する返済予定表の写し
(融資実行日、融資金額、融資利率、返済期間、返済方法、元金据置期間、返済開始日並びに返済日
ごとの元金及び利息の額が記載されている書類)
(年 月から 年12月までの情報が記載されたもの)
- 3 住宅ローンの返済証拠書類のコピー(通帳のコピー等)
- 4 (対象年の)住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の写し又は返済元金残高証明書(様式14)
- 5 その他()

※上記書類で確認できない事項がある場合は、別途必要な書類を提出します。

返済元金残高証明書

大阪市長様

登録番号

(利子補給認定者)

住所

フリガナ

氏名

銀行コード

支店コード

顧客番号		融資額(万円)		返済期間		返済方法	ボーナス返済の有無及び返済月				
※			毎月返済分	ボーナス返済分		年					
	融資承認番号				利率						
※						%			月		月

約定返済日	約定日返済後の元金残額(円)			備考欄			
	毎月返済分	ボーナス返済分	合計	1.繰上	2.滞納	3.条件変更	▼
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			
年 月 日				年 月 日			

番号選択

融資取扱金融機関様

上記、利子補給認定者の住宅融資の返済内容について、太枠内をご記入願います。
なお、※については大阪市にて記入します。

上記の返済内容について、次のとおり証明します。

年 月 日

(金融機関名)

(所属部署名)

(記入者氏名)

(電話番号)

交 付 額 確 定 通 知 書

年 第 月 号 日

様

(登録番号:)

大阪市長

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり
年度の利子補給金の交付額の確定をしたので、通知します。

記

1 利子補給金の交付額

新婚・子育て 金 円

2 利子補給対象期間

新婚・子育て 年 月 ～ 年 月

※要綱第16条の規定に基づき、融資借入金の融資状況及び返済状況を明らかにする書類を常に整備し、この通知を受領した日から5年間保存すること。

取 消 通 知 書

年 第 月 号 日

様

(登録番号:)

大阪市長

年 月 日付利子補給(登録・認定)については、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、通知します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 取消理由

変 更 通 知 書

年 第 月 号 日

様
(登録番号:)

大阪市長

年 月 日付利子補給(登録・認定)については、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第14条第2項の規定に基づき、次のとおり変更しましたので、通知します。

記

- 1 変更年月日
年 月 日
- 2 変更内容・理由

年 月 日

登録番号

フリガナ		
氏 名		
住 所	〒 ー	
電 話 番 号		

記

辞 退 理 由	
---------	--

返 還 通 知 書

第 年 月 日

様
(登録番号:)

大阪市長

年 月 日付で交付した大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金
については、次の利子補給金が過支給となっていますので、返還してください。

記

1 返還金額 金 円 (年 月 ~ 年 月)

<内訳> 既支払済利子補給額 円
取消後利子補給額 円
返還額 円

年度利子補給金							
対象月	融資利率	補給率	利子補給額	対象月	融資利率	補給率	利子補給額
月	%	%	円	月	%	%	円
月	%	%	円	月	%	%	円
月	%	%	円	月	%	%	円
月	%	%	円	月	%	%	円
月	%	%	円	月	%	%	円
月	%	%	円	月	%	%	円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法